

結核の公費負担制度について



患者の医療負担を軽減して、安心して適正な医療が受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度です。

『一般医療』と『入院勧告』の2種類があります。

- 『一般医療』 一般患者に対して、必要な費用の一部を負担します。
自己負担は医療費の5%で、申請日から適用になります。
- 『入院勧告』 従業禁止・命令入所患者に対して、費用を公費から負担します。
※所得税 150万円以下の方の負担はゼロ、
150万円以上であれば、2万円までの負担です。

従業禁止・命令入所患者とは、結核にかかっても医療を受けていない、
伝染の可能性があるにもかかわらず大勢の人の中生活している人。

申請手順

1. 申請書・診断書・レントゲン写真等を準備します。
(必要書類は住民票のある保健所にありますのでご確認ください)



2. 住民票のある保健所で申請を行います。



3. 保健所より結果の通知があります。
認定された場合は、申請した日からの適用となります。

不明な点がありましたら、お気軽にご相談下さい。
秋田大学医学部附属病院 地域医療患者支援センター
018-884-6229